

大会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、本規約第2章5条(1)本協会主催のテニス大会(以下「大会」と略記)の運営方法等について定める。

(運営)

第2条 大会は運営団体が統括し、運営する。各大会の担当団体は総会で決定する。

(大会申し込み等)

第3条 加盟団体から大会申し込み者をメールで受け付ける。申し込み受付締切は原則として大会開催日の1か月前とし、締切以降の追加、取り消し、選手の変更は原則として受け付けることはできない。申し込み大会が出場不可となった場合は、大会開始までに大会運営者へ連絡する。

(競技委員会)

第4条 競技委員会の運営

- (1) 構成：委員長、副委員長と委員で構成する。委員は常任理事会で任命する。
- (2) 開催：大会開催日の2週間前の土曜日に競技委員会を開催する。開催日までにドロー(案)を作成しておく。
- (3) 成立：審議会は原則として全委員の出席を要する。欠席者がある場合は、委員長が成立させるか否かを決定する。
- (4) 内容：①大会申し込み者とドロー(案)に漏れがないか確認する。
②出場資格の適否及びドロー(案)の審議訂正並びに承認を行い、仮ドローを作成する。
③大会運営方法、ルールを定め、大会要項を決定する。
④仮ドロー、大会要項を本協会ホームページに掲載する。
⑤仮ドローに不備があれば、必要に応じて委員長は競技委員会を開催し修正する。

(各大会の担当団体の任務)

第5条 大会担当団体の任務

- (1) 競技委員会に出席し、出場資格の適否及びドロー(案)の審議、訂正及び承認をする。
- (2) 大会当日の運営を統括する。
- (3) 大会結果を事務局、管理事務所へ報告する。
- (4) 雨天等により大会の延期がやむなきに到った場合、ドローの変更は行わない。但し、長期延期する場合はリドローすることができる。

(出場資格)

第6条 大会出場資格

- (1) 本協会の主催する各大会の出場資格者は、本協会加入団体及びその所属者で本協会に登録された会員に限る。
上記の資格者に該当しない者が本協会の行う大会に出場した場合、試合の前後を問わず、その個人及び団体は失格とする。
- (2) 45歳以上、55歳以上及び65歳以上の部の出場資格は、大会開催年の12月31日までに、45歳、55歳及び65歳に達している者に限る。
- (3) 二重出場(ダブルエントリー)は認めない。
 - (a) 一つの大会の一つの種目が、年齢別に分かれている場合そのニランク以上の出場は認めない。
 - (b) ダブルスの種目において、パートナーをかえる事による同一人物の二重出場は認めない。
 - (c) 本協会大会開催日(予備日は除く)と本協会大会以外の大会開催日が重複する場合、両方のエントリーは認めない。